

第2. 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）等について

1. はじめに

FTA（Free Trade Agreement, 自由貿易協定）は、WTOの基本原則である無差別原則の例外として、GATT24条において

① 構成国間の実質上全ての貿易について妥当な期間内に関税等を廃止すること

② 域外国に対する関税を引き上げないことの2つの要件を満たす場合に限り、認められた枠組みである。

戦後の我が国は、一貫してGATT・WTOを中心とした多角的貿易体制を対外経済政策の基本としてきた。しかし、1990年代に入ると、94年に米国、カナダ、メキシコによる北米自由貿易協定（NAFTA）が発足するなど、世界の貿易体制の中で自由貿易協定、関税同盟等の地域貿易協定が急増した。90年代後半には、世界のGDP上位30ヶ国・地域の中で自由貿易協定に未参加なのは、日本、中国、韓国、香港、台湾のみという状況になっていった。

このように多くの国がFTAの推進に転じた背景として、FTAは多国間貿易協定に比べより迅速に協定締結に達することが可能であり、貿易創出効果による域内経済の活性化や、別の国とFTAを締結している相手国の市場において自国産品が被っている不利益が解消されるといったメリットが指摘されている。

そうした中、我が国としても、対外経済政策の基本はWTOを中心とした多角的貿易体制の維持・強化に置きつつも、WTO交渉が複雑化し必ずしも早期の成果が望めない分野が多くなっている状況にあって、多角的貿易体制を補完するものとしてFTAの共同研究・交渉に取り組んでいくこととなった。

2002年12月には我が国にとって初のFTAとなる日シンガポール経済連携協定が締結された。同協定は物品及びサービス貿易の自由化という狭義のFTAにとどまらず、人の移動や投資、政府調達、二国間協力等の分野を含む、包括的な経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）という形式をとっており、以降日本が締結した協定は一部を除き、このEPA形式を採用している。近年では、2018年12月のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包

括的及び先進的な協定）を皮切りに、日EU・EPA（2019年2月）、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（2020年1月）、日英EPA（2021年1月）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（2022年1月）が相次いで発効し、2023年6月現在、24か国・地域との間で21のEPA等が発効・署名済となっている。その結果、我が国の貿易総額に占めるEPA等の締約国との貿易額の割合は約8割となった。

EPAの増加にとともに、我が国の貿易に占めるEPAの位置づけは益々重要なものとなっており、経済連携の推進とともに、締結済EPAの一層の活用に向けた取組みが必要となっている。国内ではEPAの利活用促進の一環として、相手国の制度等を考慮しつつ、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備を引続き進めていくこととしている。また、2023年6月16日に閣議決定された『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版』では、「CPTPPの市場アクセス・ルールを高いレベルに維持しつつ、英国加入のプロセスを引き続き我が国が主導する。RCEP協定の完全な履行確保のための協定参加国への経済・技術協力支援の強化、IPEF、DFFT、投資協定等の取組において具体的な成果を目指す。」とされており、政府の方針として、対外経済連携の促進に取り組むこととしている。

<日本のEPA交渉等の現状>

①各国との経済連携の進捗状況

経済連携協定(EPA)等交渉の進捗状況 (2023年8月時点)

発効済

シンガポール（2002年11月（07年9月改正））、メキシコ（2005年4月（12年4月改正））、マレーシア（2006年7月）、チリ（2007年9月）、タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年7月）、ブルネイ（2008年7月）、ASEAN（2008年12月（20年8月改正））、フィリピン（2008年12月）、スイス（2009年9月）、ベトナム（2009年10月）、インド（2011年8月）、ペルー（2012年3月）、豪州（2015年1月）、モンゴル（2016年6月）、CPTPP（2018年12月）、EU（2019年2月）、米国（2020年1月）、英国（2021年1月）、RCEP（2022年1月）

署名済

TPP12(2016年2月署名) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

交渉中

コロンビア, 日中韓, トルコ

(GCC, 韓国, カナダは交渉中断中。なお, GCCとは2024年中の交渉再開に合意。)

(注1) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定) : カナダ, 豪州, シンガポール, チリ, 日本, ニュージーランド, ブルネイ, 米国, ベトナム, ペルー, マレーシア, メキシコ (計12か国)。

(注2) TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)(CPTPP) : カナダ, 豪州, シンガポール, チリ, 日本, ニュージーランド, ブルネイ, ベトナム, ペルー, マレーシア, メキシコ (計11か国)。

発効済国 : カナダ, 豪州, シンガポール, 日本, ニュージーランド, メキシコ(2018年12月), ベトナム(2019年1月), ペルー(2021年9月), マレーシア(2022年11月), チリ(2023年2月), ブルネイ(2023年7月)。

(注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, ラオス), 日本, 中国, 韓国,

豪州, ニュージーランド(計15か国)。発効済国 : カンボジア, シンガポール, タイ, ブルネイ, ベトナム, ラオス, 日本, 中国, 豪州, ニュージーランド, 韓国(2022年2月), マレーシア(2022年3月), インドネシア(2023年1月), フィリピン(2023年6月)。

(注4) GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア, バーレーン。

②現状等

	国・地域	貿易額割合(2022年)	現 状
発 効 済	シンガポール	2.0%	(協定本体) 2002年11月30日発効 (改正議定書) 2007年9月2日発効
	メキシコ	1.1%	(協定本体) 2005年4月1日発効 (市場アクセスの条件の改善に関する議定書) 2007年4月1日発効 (改正議定書) 2012年4月1日発効
	マレーシア	2.6%	2006年7月13日発効
	チリ	0.6%	2007年9月3日発効
	タイ	3.6%	2007年11月1日発効
	インドネシア	2.7%	2008年7月1日発効
	ブルネイ	0.2%	2008年7月31日発効
	ASEAN	15.4%	(協定本体) 2008年12月1日発効 (投資・サービス貿易等に関する第一改正議定書) 2020年8月1日発効
	フィリピン	1.4%	2008年12月11日発効
	スイス	0.7%	2009年9月1日発効
	ベトナム	2.7%	2009年10月1日発効
	インド	1.2%	2011年8月1日発効
	ペルー	0.2%	2012年3月1日発効
	オーストラリア	6.4%	2015年1月15日発効
モンゴル	0.03%	2016年6月7日発効	
CPTPP	17.6%	2018年12月30日発効	

発効済	EU	9.6%	2019年2月1日発効
	米国	13.9%	2020年1月1日発効
	英国	1.1%	2021年1月1日発効
	RCEP (地域的な包括的経済連携)	47.7%	2022年1月1日発効
署名済	TPP12	31.4%	2016年2月署名, 2017年1月日本締結
交渉中等	コロンビア	0.1%	2012年12月交渉開始
	日中韓	25.6%	2013年3月交渉開始
	トルコ	0.3%	2013年11月交渉開始
	カナダ	1.5%	2012年11月交渉開始
	韓国	5.3%	2003年12月交渉開始
	GCC (湾岸協力理事会)	8.1%	2006年9月交渉開始

発効済・署名済の国・地域の貿易額の我が国貿易額全体に占める割合：77.7%

2. CPTPPとRCEPについて

2-1 CPTPP

アジア・太平洋地域の12か国（日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、ベトナム、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、メキシコ、チリ、ペルー）によるTPP協定（Trans-Pacific Partnership）は、2016年2月に署名されたが、2017年1月に米国でトランプ政権が発足すると、米国はTPPの締約国となる意図が無いことを通知した。

このため、妥結に至ったTPPを実現させるべく、米国を除く11か国は、TPP早期発効の方策につき、同年7月から事務レベルで協議を積み重ねた。集中的に議論を続けた結果として、同年11月にベトナムのダナンにおいて開催されたTPP閣僚会合で、11か国によるTPPの早期発効について大筋合意を達成した。すなわち、新たな協定である「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）」について、元々の12か国によるTPPの条文を組み込み、一部条文を例外的に「凍結」することで、11か国でTPPを前に進めることに合意した。そして、2018年1月の協定文確定を経て、同年3月にチリのサンティアゴにおいて署名式が行われた。

なお、日本においては、2018年4月にCPTPP及び関連法案の国会審議が開始。協定は6月に国会承認され、関連法案も同月に成立。7月6日、寄託国ニュージーランドに国内手続完了について通報した。

CPTPPの発効要件として、署名国のうち少なくとも6カ国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託国ニュージーランドに通報した日の60日後に効力を生ずることとされている。2018年10月31日までに、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアが国内手続を完了し、その60日後にあたる2018年12月30日、当該6カ国に対して発効した。

その後、ベトナムについては2019年1月14日、ペルーについては2021年9月25日、マレーシアについては2022年11月29日、チリについては2023年2月21日に、ブルネイについては同年7月12日に発効した。

協定の運営等に関する最高意思決定機関として各締約国政府代表者から成るTPP委員会が設けられており、2019年1月に第1回が東京で、2019年10月に第2回がオークランド（ニュージーランド）で開催された。2020年8月の第3回は、メキシコが議長国を務め、新型コロナウイルス感染症の流行を受けてバーチャルで開催された。2021年6月の第4回、9月の第5回は、我が国が議長国を務め、いずれもバーチャルで開催された。2022年10月には、シンガポールが議長国を務める第6回TPP委員会が開催され、協定の運用状況についての確認が行われるとともに、マレーシアがCPTPP発効のための国内手続を完了させ、同年11月に9番目の締約国になることへの歓迎、英国の加入手続の進展への歓迎と、更なる進捗への期待が表明された。TPP委員会の下には協定の各分野に関する小委員会が設置されており、専門的な協議がなされている。

現在、CPTPPへの加入に関心を示す国・地域

が現れている。2021年2月1日、かねてからCPTPPへの加入関心を示してきた英国が、寄託国ニュージーランドに加入要請を通報した。6月2日に開催された第4回TPP委員会では、英国の加入手続を開始することが決定され、英国の加入を交渉するための作業部会が設置された。加入作業部会第1回会合は、9月28日に開始され、CPTPP参加国及び英国の高級実務者レベル及び専門家レベルでの議論・検討を経て、2022年2月18日以降、市場アクセスを含む包括的な交渉プロセスへ移行。2023年3月31日には、加入作業部会の閣僚会合を受けて、交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発出され、同年7月16日のTPP委員会の機会に、英国加入議定書等に署名がなされた。

そのほか、2021年9月には中国と台湾、12月にはエクアドル、2022年8月にはコスタリカ、12月にはウルグアイ、2023年5月にはウクライナが加入要請を行ったが、いずれも加入手続は開始されていない。

2-2 RCEP

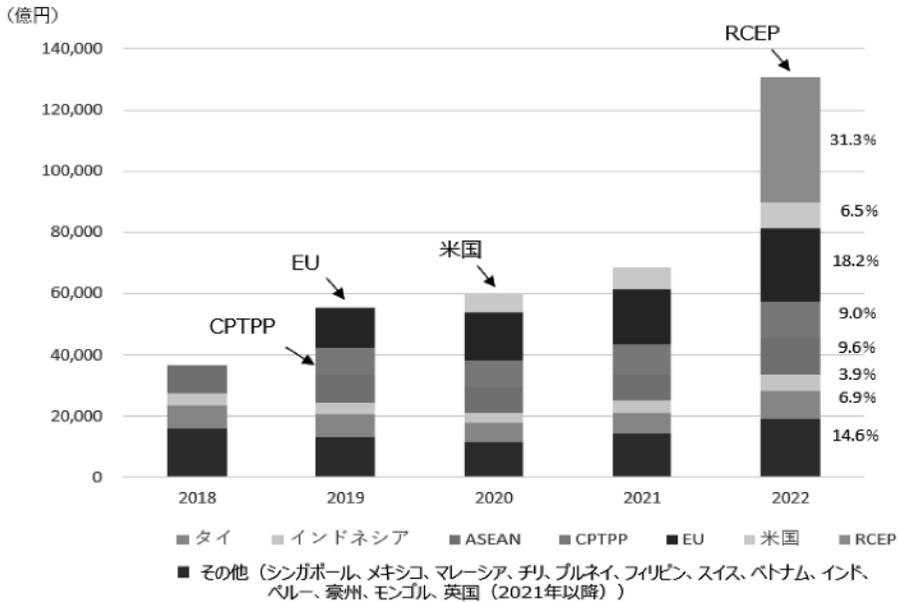
RCEP協定は、ASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定であり、世界のGDP総額、貿易総額及び人口の約3割、日本の貿易総額の約5割を占めている。日本にとっては中国及び韓国との初めてのEPAとなる。本協定は、中国の提案により2005年4月に民間

研究が開始されたASEAN+3（ASEAN10か国+日中韓）と、日本の提案により2007年6月に民間研究が開始されたASEAN+6（ASEAN10か国+日中韓、豪州、ニュージーランド、インド）という二つの構想が併存していたところ、2011年11月の東アジアサミットにおいて、ASEANが、ASEAN+3とASEAN+6を区別しない新たな枠組みとして、RCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership、地域的な包括的経済連携（交渉中は「東アジア地域包括的経済連携」と呼称））協定を提案、その検討が進められることとなったものである。

2012年8月のASEAN+FTAパートナー諸国経済大臣会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」が採択された後、同年11月のASEAN関連首脳会議（於：カンボジア）の機会に、RCEP交渉の開始を宣言。2013年5月に、2015年末までの交渉完了を目指して、第1回交渉会合が開催された。その後、2020年8月の第8回閣僚会合においてインドを除く15か国で交渉妥結、同年11月15日の第4回RCEP首脳会議において15か国で署名¹。2022年1月1日に日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、ニュージーランドの10か国の間で発効、また同年2月1日に韓国、同年3月18日にマレーシア、2023年1月2日にインドネシア、同年6月2日にフィリピンについてそれぞれ発効した。2022年のEPA税率適用輸入額では、RCEPの適用輸入額が約31.3%を占め、最も多くなっている。

¹ インドは、2012年11月のRCEP交渉立上げ宣言以来、2019年11月の第3回RCEP首脳会議に至るまでの7年間にわたり、交渉に参加してきたが、その後の交渉には参加しなかった。我が国を始め、各国は、その戦略的重要性から、インドの復帰を働きかけたが、2020年の本協定の署名は、インドを除く15か国となった。

(参考) EPA 税率適用輸入額推移 (2018年～2022年)



(出所) 財務省 経済連携協定別時系列表

3. 交渉中のEPA・FTAについて

(1) 日中韓FTA

2009年10月の日中韓サミットにおいて日中韓FTA産官学共同研究の早期開始について合意されたことを受け、2010年5月から日中韓FTA産官学共同研究が開始され、2012年3月に「産官学共同研究報告書」が取りまとめられた。2012年5月の日中韓サミットにおいて、日中韓FTAの年内交渉開始で一致。同年11月の日中韓経済貿易担当大臣会合（於：プノンペン）の際に日中韓FTA交渉の開始が宣言され、2013年3月に第1回交渉会合を開催、これまでに16回の交渉会合が開催されている。

(2) 日・コロンビアEPA

2011年9月に開催された日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時） 於：東京）において、共同研究の開始に合意。同年11月から2012年5月までに3回の共同研究会合を開催し、

同年7月に日コロンビアEPA交渉入りの提言を含む報告書が取りまとめられた。同年9月の国連総会の機会に日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時））を開催し、交渉開始に合意したことを受け、同年12月に第1回交渉会合が開催され、これまでに13回の交渉会合が開催されている。

(3) 日・トルコEPA

2012年7月に開催された日トルコ貿易・投資閣僚会合（於：東京）において、日トルコEPA交渉開始の可能性を検討する官民共同研究の立上げに合意。同年11月からの2回の共同研究会合を経て、2013年7月に日トルコEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が公表された。これを受け、2014年1月の日トルコ首脳会談（エルドアン首相（当時）、安倍首相 於：東京）において交渉開始に合意。これまでに17回の交渉会合が開催されている。